

復興県民会議

被災者本位の一日も早い復旧・復興を

(発行) 東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議

〒020-0015

盛岡市本町通2-1-36

浅沼ビル 5F いわて労連内

☎ 019-625-9191

FAX 019-654-5092

eメール fukkou_ikg@fukkoukaigi.jpn.org

No.42 (2020/4/17)

署名と学習と行動を

全国災対連第21回総会開催(3/25)

新型コロナウイルス感染が国内でも広がり始めた3月25日、衆議院第2議員会館第7会議室にて、全国災対連第21回総会が開催されました。19団体から37人が参加し、岩手からは復興県民会議の金野といわて労連の中村事務局長が参加しました。

議案を提案した全国災対連・黒澤事務局長は、2019年は、台風15号、19号、21号など夏から秋にかけて大雨と連続する大災害で多くの犠牲者が発生したことを踏まえ、被災者救援とともに地球的規模での気候変動や大規模地震に備えて具体的な行動が求められる、と強調し、安倍首相が自然災害を口実に国民の自由と権利を侵害し全ての権限を首相に集中させる「緊急事態条項」の発動は認められないと述べました。



あいさつする小田川代表世話人(中央)

「半壊支援の実態調査始まる」「T(トイレ)・K(キッチン)・B(ベッド)の改善を」

2019年5月の国会行動では、被災者支援制度の拡充要求に対して内閣府から、「全国知事会からの要望もあり半壊世帯の実態調査に努めている」と回答がありました。同年8月の全国知事会事務局との懇談では、「1件50万円で16億円程度の財源が必要」との試算も示されました。運動方針では、災害救助法の改善要求として、大規模災害への対応、現物給付の質と量の拡充、避難所の耐震化などとともに、100年前から変わっていない避難所の雑魚寝を解消し、段ボールベッドの確保や男女別洋式トイレの必要数の確保、温かい食事の提供など、被災者の人権に関わる避難所の改善について「スフィア基準」(※)の理念を改めて学ぼうと提起。防災・減災活動の強化と学習活動では、毎年繰り返される災害を教訓に、防災を専門に担当する省庁の設置要求や災害救助法など法制度の学習も強めることとしました。そして、全国各県に地域災対連を結成し研究者や労働組合・民主団体・住民との共闘を進めていくことを満場の拍手で確認しました。討論では10人が発言。岩手の金野は、大震災から9年の現状と台風19号で再び被災した三陸鉄道が3月20日に2回目の全線開通となったこと、新型コロナウイルスで県や沿岸市町村の追悼式も縮小や延期を余儀なくされていることなどを発言しました。

午前の総会に続き、午後は、2人ずつ組を作って、被災者支援制度の拡充を求める国会請願署名への紹介議員取り付け要請行動にも参加しました。衆参の復興特別委員会の委員を対象に訪問しましたが、いずれも議員本人は不在で、秘書が対応しました。この署名は、5月27日に行われる国会行動で提出する予定です。

※スフィア基準とは…「人道憲章と人道対応に関する最低基準」で援助を受ける権利と苦痛を和らげる実行可能なあらゆる手段をさす。

(日本大百科全書の解説より)

生命、自由、幸福追求は 民主主義の原点 (達増知事)

復興みやぎ県民センター共同代表の網島先生が来県

4月3日から4日まで、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター共同代表世話人の網島不二雄先生（元山形大学教授）が来県され、先に提出していた質問書に対する達増知事からの回答を小原政務秘書から受け取り、その後、大槻復興局長との懇談を行い、翌日は齊藤信県議、岩手大学の麥倉教授との鼎談を行いました。

質問1 復興の大原則を憲法13条「幸福追求権、人間本位の復興」とした契機は？

（達増知事）復興当初から私たちが目指してきたものを一言で表すなら「幸福」ではないかと。大震災に直面した時、民主主義の原点、地域の共同体の存在理由について深く掘り下げた。「生命、自由、幸福を追求する権利」は、アメリカの独立宣言に謳われているが、民主主義の原点としての言葉でもありここに行き着いた。大きな困難に直面したとき、それを克服するために、広く多くの人と共有できる価値観を掲げるというのは、国際政治の原則でもあると思う。

質問2 国の復興構想会議で、『地盤沈下した土地を国が買い上げ整備後、無償貸与』を提案

（達増知事）国の構想会議では、民間企業の参入や大規模化、経営効率化など新自由主義的な復興路線が提唱された。企業の力には大いに期待しているが、岩手にとっては、コミュニティを重視し、被災地の生活や生業の実態にあわせた復興路線が不可欠であると繰り返し主張してきた。水産業については、国のプロジェクトによる全面的な支援で再生を図るべき、具体的には漁協を核とした漁船等の共同利用システム、流通加工団地等の用地としての有効利用などを提案した。最終的に、国の取りまとめでは、両論併記された。

質問3 県職員や県議会の協力はどうか

（達増知事）発災から1ヶ月目の4月11日に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定。一つは被災者の人間らしい「暮らし、学び、仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を確保すること、もう一つは犠牲者の故郷への思いを継承すること。県の復興委員会には、県内の学識経験者や各界各層の代表者、県議会議員等で構成し、岩手の英知を結集したオール岩手の布陣で議論し、県議会の審議、承認を得て8月11日に復興計画を策定。県としては、「人命が奪われるような津波災害は今回で終わりにする」決意で「いのちを守り海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」をめざし職員一丸となって復興に向けた取り組みを迅速に進めて来た。県議会は、定例会に加え、毎月のように臨時会を開催し、切れ目のない補正予算を組むことで復旧・復興事業を重点的に推進した。「誰一人として取り残さない」理念のもと、安全の確保と生きがいをもって働き、



網島先生（左）と大槻復興局長（右）

暮らせる人間本位の復興に取り組んで来た。住まいの再建では、災害公営住宅を建てるだけでなく、心と体のケアや新しいコミュニティの形成支援など一人ひとりに寄り添ってきめ細かく取り組んでいる。被災者の医療需要を背景にした経済的負担への対応の一つとして被災者の国民健康保険等の一部負担金免除を国による特別な財政支援が終了した後も県独自の財政支援により継続している。毎年度被災者の生活環境や受療状況を総合的に勘案し、関係市町村の意向を踏まえながら継続を判断している。防潮堤の整備にあたっては住民意見を取り入れ、家の土地の嵩上げなどの対応により、当初計画よりも低くした例など安全を確保するとともに、生活しやすい住宅の配置や、漁など生業にあった環境を可能な限り両立させるよう取り組んで来た。

大槻復興局長との懇談

網島先生は、午後3時半から県庁12階で大槻復興局長を表敬訪問しました。大槻局長と和やかな懇談の後、県が3月に発行した「東日本大震災津波からの復興 岩手からの提言」が網島先生に贈呈されました。